

創作練習棟 等利用料金

施設名	定員		単価	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	付属設備	空調/h
マルチギャラリー		利用料金 (営利、入場料有等)	1,560	11,310	12,870	18,540	展示パネル10枚 展示机10台	
		利用料金 (個人、入場料無等)	520	3,770	4,290	6,180		
創作室	37	利用料金 (営利、入場料有等)	1,260	9,120	10,050	14,760	机6台 椅子37脚	
		利用料金 (個人、入場料無等)	420	3,040	3,350	4,920		
ワークルーム	36	利用料金 (営利、入場料有等)	1,260	9,120	10,050	14,760	机12台 椅子36脚	
		利用料金 (個人、入場料無等)	420	3,040	3,350	4,920		
練習室1	50	利用料金 (営利、入場料有等)	2,820	20,430	22,950	33,000	机3台 椅子20脚 譜面台20台	
		利用料金 (個人、入場料無等)	940	6,810	7,650	11,000		
練習室2	30	利用料金 (営利、入場料有等)	2,190	15,720	17,910	25,770	机2台 椅子10脚 譜面台10台	
		利用料金 (個人、入場料無等)	730	5,240	5,970	8,590		
練習室3	5	利用料金 (営利、入場料有等)	930	6,930	7,530	11,010	椅子3脚 譜面台3台	
		利用料金 (個人、入場料無等)	310	2,310	2,510	3,670		
会議室1	72	利用料金 (営利、入場料有等)	1,890	13,530	15,390	21,990	机24台 椅子72脚	
		利用料金 (個人、入場料無等)	630	4,510	5,130	7,330		
会議室 半面	36	利用料金 (営利、入場料有等)	930	6,750	7,680	10,980	机12台 椅子36脚	
		利用料金 (個人、入場料無等)	310	2,250	2,560	3,660		
会議室2	12	利用料金 (営利、入場料有等)	930	6,930	7,530	11,010	机5台 椅子12脚	
		利用料金 (個人、入場料無等)	310	2,310	2,510	3,670		
和室	40	利用料金 (営利、入場料有等)	1,890	13,530	15,390	21,990	机20台 座布団50枚 正座椅子9脚	
		利用料金 (個人、入場料無等)	630	4,510	5,130	7,330		
和室 半面	20	利用料金 (営利、入場料有等)	930	6,750	7,680	10,980	机20台 座布団50枚 正座椅子9脚	
		利用料金 (個人、入場料無等)	310	2,250	2,560	3,660		
録音室	2	利用料金 (営利、入場料有等)	510	3,690	4,290	6,120	机1台 椅子2脚 録音機1台	
		利用料金 (個人、入場料無等)	170	1,230	1,430	2,040		
大楽屋	50	利用料金 (営利、入場料有等)	3,150	22,620	25,440	36,780	机16台 椅子48脚 電子ピアノ×1	
		利用料金 (個人、入場料無等)	1,050	7,540	8,480	12,260		

150

備考

- 1 指定管理者が特に必要があると認めるときは、上表に定める附属施設の利用時間帯を超過して利用することができるものとし、このときの利用料金は、午前9時から午後10時までの間の1時間ごとの額とする。
- 2 附属施設の利用者が商品の広告、宣伝、販売その他の商業活動のために使用するとき、その他指定管理者がこれらに類すると認めるときは、附属施設の利用料金の3倍の額を徴収する。
- 3 会議室1及び和室の2分の1以下を利用するときの利用料金は、上表に定める会議室1の額の5割の額とし、上表に定める空調維持費を加算して徴収する。
- 4 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 5 下見や設備のセッティングのみで施設を利用しようとするときは、15分以内の利用は利用料金を徴収しない。

附属施設等の附属設備利用料金（税込）

（単位：円）

区 分	品 名	単 位	利用料金
映像・音響設備	音響調整装置	1 式	310
	マイクシステム	1 式	200
	マイクロホン（ダイナミック型）	1 本	50
	マイクロホン（コンデンサ型）	1 本	50
	マイクロホン（ワイヤレス）	1 本	50
	ダイレクトボックス	1 本	50
	マイクスタンド（卓上型）	1 本	50
	マイクスタンド（ブーム型）	1 本	50
	マイクスタンド（床上型）	1 本	50
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	50
	プロジェクター	1 台	200
	モバイルスクリーン	1 台	50
	CD再生機	1 台	50
	DVD（ブルーレイ対応）再生機	1 台	50
楽器	ピアノ（国産B）	1 台	300
	ピアノ（国産C）	1 台	150
	ピアノ（電子ピアノ）	1 台	100
	キーボード	1 台	50
	ギターアンプ	1 式	50
	ベースアンプ	1 式	50
	ドラムセット（A）	1 式	50
	ドラムセット（B）	1 式	50
	ピアノ椅子	1 脚	50
	練習用譜面台	1 台	50
	練習用指揮者台	1 台	150
その他の設備	机	1 台	50
	椅子	1 脚	20
	仮設ステージ	1 台	310
	アイロン	1 台	50
	ミシン	1 台	50

ロックミシン	1台	50
マッサージチェア	1回	100
パソコン	1台	210
ホワイトボード (A)	1台	100
ホワイトボード (B)	1台	50
照明器具	1式	100
展示パネル	1台	100
茶道具一式	1式	1,040
持込器具	1キロワット	50
レーザーポインター	1本	50
表彰盆	1台	50

備考

- 1 条例別表第2号及び第3号に掲げる施設の利用に伴い附属設備を利用した場合の利用料金は、上表に定める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、照明器具及び展示パネルの利用料金は、1日につき、上表に定める額とする。
- 3 持込器具の利用料金は、定格消費電力の合計(定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に、上表に基づき指定管理者が定める利用料金を乗じて求めるものとする。
- 4 ピアノの調律費用は、利用者の負担とする。
- 5 楽器のうち、ピアノ、キーボード、ギターアンプ、ベースアンプ及びドラムセットを設置場所外へ貸し出す場合は、設置元の附属設備利用を条件とする。